

瀬戸内トラストニュース

第86号 2025年6月

環瀬戸内海会議事務局 〒700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 TEL & fax 086-243-2927

環瀬戸第36回総会 7,12~13、広島県三原市で開催

日 時：2025年7月12日（土）～13日（日）

会 場：三原市 南方コミュニティセンター（三原市本郷町南方 3985-1 Tel：0848-86-4858）

宿泊先：三原国際ホテル（三原市城町1丁目2-1 Tel：0848-63-2111）

◇◇◇ スケジュール ◇◇◇

◆ 7月12日（土）

13:10 JR 本郷駅集合（時間厳守） 現地視察

18:30～20:30 懇親会

◆ 7月13日（日）

10:00～12:00 第36回総会

13:00～15:30 環境シンポジウム

《環境シンポジウム》

ストップ！産廃汚染 ～ 安定型廃止と廃棄物処理法改正を ～

【第一部】 産廃処分場の新たな問題

- 基調講演① 「経済の視点から放射性廃棄物処理の今後を考える」

大島堅一さん（龍谷大学教授・原子力市民委員会座長）

- 基調講演② 「差し迫るPFAS問題と産廃処分場」

末田一秀さん（環瀬戸副代表・元大阪府職員）

【第二部】 産廃汚染をストップさせようー法律の整備に向けて

- 話題提供① 「香川県豊島産廃事件からの教訓」

石井 亨さん（環瀬戸共同代表・豊島公害調停選定代表人）

- 話題提供② 「繰り返される産廃汚染・本郷処分場からの警鐘」

住民による報告

☆☆ 参加費 ☆☆

1,000円

（会場費・資料代として）

目 次

《広島県》 ストップ！産廃汚染	岡田和樹	2～3
阿部悦子さんインタビュー 今なぜ奄美大島なのか～環瀬戸とのつながり	青野篤子	4～5
《岡山県》 岡山御津地区産廃訴訟 4月7日最高裁へ上告	松本宣崇	6
《岡山県》 PFAS 汚染岡山御津地区でも（2025.3.22 付け山陽新聞）		7
PFAS基準設定の根拠となる許容量検討過程に疑義	末田一秀	8
書籍・資料の紹介		9
《山口県》 上関町 中間貯蔵施設建設計画 その後	三浦 翠	10
山口県の瀬戸内海環境保全基本計画は改正瀬戸内法の趣旨を理解していない！	末田一秀	11
瀬戸内海の海洋保護区と二つの課題	湯浅一郎 青野篤子	12～13
「環瀬戸内海」という概念	松尾京子	14
海岸生物調査2025 協力をお願い	小林 啓	15
いんぷおめいしょん～環瀬戸第36回総会の案内 各地から 事務局から		16

ストップ！産廃汚染

産廃に法の支配を 7.13 環境シンポから大きな一歩を！

環境瀬戸内海会議幹事 三原・竹原市民による産廃問題を考える会 岡田和樹



【本郷処分場で繰り返される汚染問題】

本郷処分場は2022年の操業開始から、わずか半年で浸出水の異状が住民により確認された。その後2年間で、河川は激変。泳いでいた魚は見られなくなり、異臭と赤やどす黒いヘドロが堆積するようになり、大量の泡が河川を覆うようになってしまった。広島県の法定検査においては基準値を超える汚染（COD 値、BOD 値、鉛）が確認され、4度の行政指導や警告が出され、操業停止が命令された。これらは、県の積極的な行動ではなく、住民が日々河川や搬入状況を監視し、水質を簡易検査し行政に指摘してきた功績が大きい。しかし、未だ根本的な汚染の原因究明や課題解決がなされないまま操業が再開され、汚染が繰り返されている。

【繰り返される汚染と法の抜け道】

県は、当初の許可判断から「書類が整えば許可しなくてはならない。」と説明し、汚染が確認され

てもなお、独自の毅然とした科学的検証をすることもなく、業者の報告書の言い分をもとに再開許可を判断している。複数の業者関係者によれば、有害物の搬入を未然にふせぐための目視の展開検査について、「展開検査は通常はできない。目視で有害物を見分けられない。」また、汚染を確認するための浸透水検査井戸については「きれいな水で薄めている。」と話している。法律で定められた規定に関しては拡大解釈できる内容が多く、罰則も軽微となり、事実上、業者を利する法律となっている。また、安定型産廃の類型に至っては、そもそも有害物が入ることがない処分場とされているため、有害物が入った後のことが想定されていない。事実として、安定型産廃は、素掘りの用地に埋立処分することが出来、浄化設備などの設置も必要ない。さらにほとんどの事業者に適用されている水質汚濁防止法も適応除外である。そのため、業者側は、汚染を出して搬入停止命令がでたとしても、簡易に取り繕うだけで再開許可を受けると

いう「やったもの勝ち」の状況になっている。現在、業者は県から汚染問題について「住民説明会」をするように指導されているが、一年近くたってもお県の指導を無視し、住民に対する説明も行っていない。

【下流に広がる被害 川が死んだ】

このような、汚染を防げない法律のもと、広島県の産廃行政と、業者の劣悪な資質によって私たちの水源地や河川、地下水や郷土が汚染されている。県が指定した関係地域には、多数の井戸水飲用利用者や農業水利権者がおり、「本郷処分場」から異常な排水が地下浸透したり、河川に流れることにより、安心して水を飲む権利が奪われている。何代にもわたって「おいしい」と自慢だった当たり前の水を奪われた直下住民は、「悔しい。情けない。安心して飲める水を返してほしい。」と語る。また、激変した川を見た住民は「川が死んでしまった」「孫が帰ってきて川遊びするのが楽しみだったのにもうできん」。今年は、田に水が引けないために直下9軒もの農家が水稻作付けを諦める苦渋の決断をした。離農者も出してしまった。さらに下流域に不安が広がっている。「子や孫に送ってやるのが楽しみだった。もう誰にも食べさせられん」。直下田畑で育った米やトウモロコシは風評被害も広がり「不安で買えん」と売り先がなくなっている。状況を深刻に受け止めたJAは下流域の昨年産玄米についてカドミウム検査を行うこととなった。

【国が示した机上のシナリオと

現場との大きなずれ 法改正しかない】

市や県の対応には限界が生じ、これ以上の裁量や政治判断も見込めないことから、二度にわたって国に申し入れを行った。担当の環境省は、「本郷処分場」下流の河川の写真を見て、「これが事実であれば、廃掃法の目的とは疑義が生じる。なぜ広島県がこの状況を許しているのか。」また、展開検査や操業の実態を伝えると「不適切に見える。望ましくない。」と立場を示した。新たな汚染物質で

あるピーファスや放射性物質については、担当者が口をそろえて「排出業者と受入業者との間で、受け入れ段階のしっかりとした確認と展開検査で防げるものと考えている。」との認識を示したが、大量に搬入される産廃物の中から、「見えない有害物を目視で確認できるのか」とのこちらの問いには答えられなかった。また、放射性物質については「輸送コストの観点から、福島周辺12都県から広島まで産廃が輸送されることは考えられない。実態は把握していない。」と、そもそも入らないという安全側に立ったシナリオで考えられていることが分かった。それに対しては、本郷処分場の受け入れ産廃開示請求資料からは複数の業者が複数回12都県からの産廃を搬入している事実が分かっていることを伝えた。また、原因究明ができない県の姿勢を伝え、国による立入をお願いしたが、「まずは県がやること。国が立ち入りしたとしても、業者が演技すれば、不正を押さえられない」と発言。今の法律のもとでは、国でさえ不正を正せないことや、汚染を防ぐこと、原因究明、責任追及をすることもできないことを認めることとなった。

現状で廃掃法の最大の目的である、「廃棄物の適正処理、生活環境の保全と公衆衛生の向上」が図られていない。ましてや汚染源の原因究明すらできていない。その中で、新たな有害物質も種類、量ともに増え、今後さらに増える通常産廃だけでなく災害ゴミの主要な受け入れ先として安定型処分場が位置付けられている。広島県は全国で3番目に産廃処分場が多く立地し、各地で汚染問題が立て続いている。この本郷処分場現地で今夏、環瀬戸と地元住民が一体となり、問題を共有し、水とふるさとを取り戻し、抜本的な問題解決をするべく、環境シンポジウム「ストップ！産廃汚染」と題して、県の裁量や政治判断を求め、国の法整備や改正に向けて取り組むことに大きな希望を抱きます。（2025.6.3）

奄美からの土砂採取に反対する！

署名は継続します（第三次集約九月末）

引き続き署名にご協力を

「奄美からの用材調達断念を」

防衛省に6万筆の署名提出

協全砂土古野辺

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古への移設を巡り、埋め立て用石材・土砂搬出候補地などの9都道府県14の市民団体でつくる「辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会」（阿部悦子、大谷正穂共同代表）は10日、東京都千代田区の衆議院第二議員会館で、「奄美大島からの辺野古埋め立て用材調達を断念する」ことなどを求める5万9684人分の署名を防衛省に提出した。

署名活動は、昨年11月末から奄美大島のほか全国各

地で開始。「世界自然遺産に登録された奄美大島からの埋め立て用材調達に向けた具体的な作業に入った。多くの採石場があり、住民は粉じん、振動、赤土流出による海の汚濁などに悩まされている。これ以上の奄美大島の生活環境・自然破壊は許されない」として、島からの石材・土砂調達の断念と、辺野古の埋め立て工事を直ちに中止するよう求めた。

防衛省は、協議会からの質問に対して「護岸工事などに使用する石材の調達を

担う受注者が、土砂ではなく、石材の調達先を検討する中で奄美大島での調査を実施している」と認めたものの、具体的な調達先については「現時点では決まっていない」と回答。調査状況については「終了していないものと承知している」とした。

協議会は同日、衆議院第二議員会館で署名提出前に集会を開き、関係者ら約90人が参加した。福島瑞穂参院議員（社民党党首）も出席。

阿部共同代表は「201



防衛省に約6万筆の署名を手渡した辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会の阿部悦子共同代表（手前右から2人目）＝10日、東京都千代田区

5年の1回目の5万筆を超える署名が集まった。奄美の人々の闘いを孤立させてはいけない」と強調。奄美大島から参加した「自然と文化を守る奄美会議」（園

博明会長）の城村典文事務局長は「奄美大島は世界自然遺産の島。アマミノクロウサギの生息地の山を崩して石を出すことに、奄美の人々は同意しない」と訴え

た。

その他、協議会の防衛省交渉では、奄美大島上空の米オスプレイ飛行に対する質問もあった。同省は「米側は運用上の理由から明らかにしていない」とした。

2025. 4. 11 南海日日新聞

4月10日の奄美土砂採取反対署名第一次提出では、インターネット上の電子署名と合わせて、60,621筆を防衛省に提出しました。

岡山・御津地区産廃訴訟

広島高裁岡山支部、住民の訴えを却下

4月7日、最高裁に上告

環瀬戸内海会議事務局長 松本宣崇



2025.3.25 控訴審判決後報告集会

岡山市御津地区では、二つの産廃処分場計画に対し地元住民による岡山市を相手取った産廃処分場許可取消を求める裁判が闘われている。

広島高裁岡山支部は3月25日に開かれた控訴審判決言渡しで、住民側の主張をことごとく退け却下した。

産廃処分業者・西日本アチューマツによる産廃処分場計画。もとはバブル経済下のゴルフ場計画用地ですでに林地開発が許可されていた。バブルがはじけゴルフ場業者が破綻、予定地が一括、産廃業者に譲渡され、産廃処分場計画に化けたのだ。2000年頃に浮上した管理型埋立処分場とリサイクル施設の計画であった。計画は旧御津郡御津町内にあり、地元住民は「御津産廃阻止同盟」を結成して反対運動を展開、旧御津町行政・議会こぞって水源保護条例を制定するなど反対してきた。

ところが「平成の大合併」で、岡山市に合併し、水源保護条例が廃止となり、許可権限者も「県」から政令指定都市「岡山市」に移管された。地元「御津産廃阻止同盟」は、計画不許可を求めて活動してきたが、岡山市が2009年10月、建設許可を下し、反対同盟は司法の場での闘いを余儀なくされてきた。

その闘いは10年以上の長きにわたり最高裁にまで及んだ。業者には建設差止を求め、岡山市には処分場許可取消を求め、阻止同盟は岡山地裁に2010年3月建設差止仮処分申し立て、同年4月には岡山市を相手に産廃処分場許可取消を求めて提訴した。仮処分申し立ては10年12月却下されてしまった。阻止同盟は11年3月、業者に対する産廃処分場建設差止を求める本訴を提訴した。しかし、一審は両訴訟とも敗訴となり、即刻控訴した。

広島高裁岡山支部での控訴審では2013年12月、市の産廃許可処分の取消はならなかったが、「集中豪雨時に汚染水が流れ出す危険がある」として、産廃業者に「建設差止命令」を下した。住民側の逆転勝訴となった。

そして阻止同盟・業者双方が上告し、いったんは最高裁で2015年7月14日、産廃からの排水処理施設容量が不十分として、控訴審判断を容認し、産廃業者に対する「建設差止命令」が下された。岡山市は同時に許可取り下げ命令の判決を恐れ、業者に許可申請を実質的には取り下げさせた。

その後、岡山市は排水処理設備容量を増やすなどの軽微な変更で許可申請を出させて再び許可を下し、阻止同盟はあらためて許可取消請求訴訟を訴えた。この間、業者は係争中にもかかわらず、一部操業を開始してしまった。

本年3月25日、高裁岡山支部は住民の許可取消請求を却下した。一審・控訴審では、2015年の最高裁判決について全く触れられず、全く関係ない別の事案として審理された。一市民としては納得いかないものだった。阻止同盟は4月7日再度、許可取り消しを求め最高裁に上告した。(25.6.4)

PFAS汚染 岡山市御津地区でも

国の暫定指針値は、PFAS の代表物質 PFOA と PFOS 合わせて 1 リットル中 50 ナノグラム、その値をはるかに上回って各地で検出され、水道水源や農業に利用する地下水の汚染が判明している（山陽 25. 4. 26）。

岡山市内の御津地域で、市の水道水源・旭川の支流・三谷川周辺や、市内日近川周辺から PFAS が検出されていた。行政は、PFAS 濃度と健康への関連を否定したいように見えてならない。

(25.6.3 松本宣崇・記)

日近川も目標値超過

17年度以降3度
水道水影響なし

岡山市北区御津地区を流れる旭川水系の三谷川周辺で国の暫定目標値を超える有害な有機フッ素化合物（PFAS）が確認された問題を巡り、市は21日、水系が異なる市北西部の日近川での定期調査で、目標値を上回るPFASが2017年度以降、今年を含めて3度検出されていたと発表した。三谷川周辺で実施した追加調査でも新たに4カ所の超過を確認。いずれも水道水への影響はなく、現時点で健康被害も報告されていないという。

三谷川周辺 新たに4カ所確認

PFASは発がん性が指
摘され、20年に設けられた
国の暫定目標値は1ppb（ナノは10億分の
1）。市は10年度から毎年
PFASに関する水質調査
を実施している。日近川では今回検出された
箇所から下流約1.5キロメートルの範囲で

関する水質調査を独自に実施しており、今年1月に足守川や砂川など7河川で調べたところ、笹

昨年8月以降実施した4回の調査で目標値を超えたのは計33カ所となった。市は周辺事業所に聞き取りなどを行ったが、発生源の特定は、目標値を超えた地点周辺に居住歴がある▽井戸水、沢水を飲用していた▽市による井戸水、沢水の水質検査を受けた▽井戸水、沢水を飲用している3点全てに当てはまり、検査を希望する人。公費で実施し自己負担はかからなかった。

一方、谷川周辺での第4回調査は対象地域を拡大し、1、2月に河川や農業用ため池、地下水計26カ所を実施した。目標値を超えたのは17カ所で、最大は10・4倍となる500ナゾ。うち新たに確認されたのはゴケ谷川440ナゾ、高

福島市加茂町の深山川・谷川川でPFASが国の暫定目標値を超えて検出された問題で、市は21日、住民の健康状態を確認するための血液検査を4月上旬に始めると発表した。PFASの血中濃度は調べない。

意見を踏まえ、結果を市のホームページに掲載するとともに継続的に監視する対応を取ってきたという。

周辺にPFAASを排出する事業所などはなく、発生源は不明。高濃度が確認された岡山県吉備中央町の河川や三谷川と水源が異なるため、市は関連がないとみている。

定には至っておらず、原因究明を進めるといふ。

市環境保全課は「引き継ぎ濃度の推移などの調査を行い、住民の安心安全のため適切に情報提供していきたい」としている。

（川中満仁）

福山市が来月
住民血液検査

い市が把握する約90人が該当し、他に申し出があれば必要に応じて追加する。血液検査は肝機能やコレステロールを調べる一般的なもの。田中知徳市保健所長はPFAS濃度を除外する理由として「健康への影響が分かかっておらず、検出されても住民の不安をおおるだけになる」と説明した。

保健師らが戸別訪問して
住民に説明し、検査の意向
を確認する。実施日時や場
所、結果は個別に連絡する。
(金尾雅広)



日近川で実施したPFASに関する水質調査結果の推移

河川名	調査地点	PFASの値		
		2017年度	20年度	24年度
日近川	日近郵便局横	+	—	63
	新日近橋	55	77	45

三谷川周辺で暫定目標値を超えるPFASが新たに検出された地点

河川名・池名	調査地点	PFASの値
高津上池	高津上池	110
ゴケ谷川	ゴケ谷川	440
井谷川	井谷池	91
地下水	非公表	74

※単位は1リットル当たりのナノグラム。□は暫定目標値超過

明石市内の水道水源である明石川上流のPFAS汚染は、丸尾牧兵庫県議から報告いただいた（2024年6月発刊 本誌83号）

明石川の PFAS 汚染原因は上流・神戸市西区内の産廃処分場が疑われる。

2025 年 2 月、明石市在住の会員
から、レポートがありました。

『地元市民団体「明石川流域のPFAS 汚染を考える会」からの依頼で昨年7月、血液検査を受けることになったのです。PFOS・PFOAの分析値は「アメリカで健康影響があると考えられているレベル20ng/ml」の倍以上も』と・・・

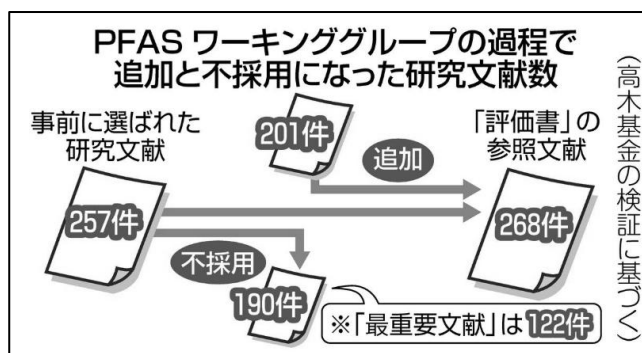
25.3.22 山陽新聞
河川・地下水の PFAS 汚染
福山でも明らかに

PFAS基準設定の根拠となる許容量検討過程に疑義

環瀬戸内海会議副代表 末田一秀

ニュース前号でも書きましたが、ようやく数多くある PFAS（有機フッ素化合物）のうち PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）と PFOA（ペルフルオロオクタン酸）については、合算で 50ng/L という水道水質基準が来年 4 月から施行される予定です。これまでの暫定値と同じ値で、アメリカなどの基準と比べると高すぎるのですが、内閣府の食品安全委員会が昨年 6 月に「耐容一日摂取量」（人が生涯にわたり毎日体に取り込んでも健康への影響がないと推定される値）を報告する評価書を取りまとめており、これを根拠に基準は決められています。ところが、この内閣府食品安全委員会の評価書に重大な疑惑があることが、NPO 法人高木仁三郎市民科学基金の PFAS プロジェクトの検証で明らかになりました。

食品安全委員会は PFAS ワーキンググループ(WG)を設け、専門家 23 人が計 9 回の会議を重ねて、国内外の文献を検討しています。WG は議論に先立ちリスク評価に必要な文献の選定を一般社団法人・化学物質評価研究機構（以下、CERI）に委託、CERI は国内外の 2969 報の文献の中から、「特にリスク評価への使用が必要とされる文献」として 257 報を選んでいました。



ところが WG は、9 回の公式会議以外に公開しない非公式会合を準備作業と称して 24 回も開いていたことが、川田龍平参院議員の追及で明らか

になりました。その場で 190 報が除外され、代わりに 201 報が追加され、全体の 7 割以上の文献が差し替えられていたのです。

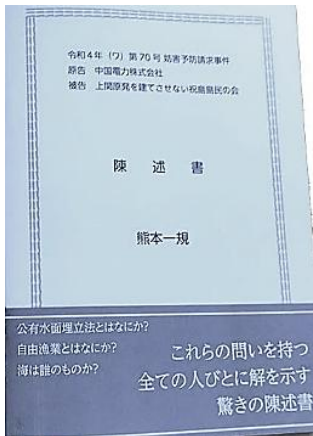
除外された文献には、CERI が文献の事前選定段階で「最重要文献」と評価した 122 報が含まれていました。「健康影響に関連あり」とする文献が除外され、信頼性が低く PFAS 関連企業が資金提供して健康影響を否定する文献が追加されていることが明らかになっています。また、評価書では、文献著者が「関連あり」としているにもかかわらず「関連なし」として引用したり、信頼性の低い文献で信頼性の高い文献の結論を否定したり、不適切な比較（職業曝露 VS 一般曝露、大人 VS こども）により関連を否定したりする問題があると指摘されています。食品安全委員会は、一貫性、公正性、客観性および透明性をもってリスク評価を行っておらず科学的合理性を著しく欠いているのです。

川田議員は、3 月 24 日の参議院環境委員会や、同 28 日の予算委員会などでこの問題を追及し、石破首相は「人の安全、健康に関わることでございますから（略）やはり公開ということが大事であって、包み隠すことなくいろんな議論を公開していくということ、そして科学的見地にもとづいて厳正に判断されるために政府として努力をいたしてまいります」と答弁しています。しかし、4 月 15 日の参院環境委員会でも非公開会議の議事録等を公開しろとの要求に対し浅尾慶一郎環境大臣や食品安全委員会の中裕伸事務局長は「答弁を控える」と繰り返しています。

どのような理由で論文の取捨選択が行われたのか説明責任すら果たされない食品安全委員会の評価書をもとにした水道水質基準では、私たちの健康は担保されません。（25. 5. 21）

《 書籍・資料の紹介 》

『中国電力スラップ訴訟 熊本一規氏 陳述書』



A5 版 28 頁 定価 300 円 + 送料

中国電力が祝島島民の会を訴えている訴訟で島民の会弁護団が裁判所に提出した明治学院大学名誉教授・環境経済学者の熊本一規氏の陳述書です。難しい！と思った人は何度も音読してみてください。

陳述書希望と明記の上、送り先のお名前、ご住所、必要冊数を下記へお願いいたします。

冊子と同封の振込先に冊子代 + 送料をお振込ください。（振込手数料はご負担ください）

石岡真由海：nonukeshien@gmail.com または、FAX 084-741-8747

『瀬戸内法 50 年－未来への提言－』



環瀬戸内海会議・編
2024 年

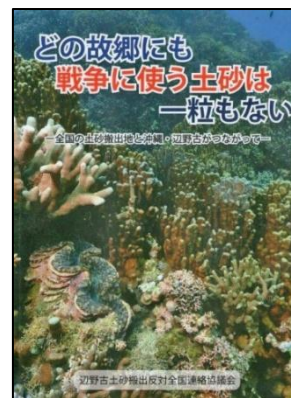
購入希望の方は青野までご連絡下さい。

勉強会などご利用頂く場合、定価 3,300 円（税込）のところ、5 冊以上は 1 割引、10 冊以上は 2 割引とさせていただきます（送料無料）。

青野：akko.aono@gmail.com 090-4784-4587

『どの故郷にも』

戦争に使う土砂は一粒もない』



辺野古埋立土砂搬出反対全国連絡協議会・編
2016 年

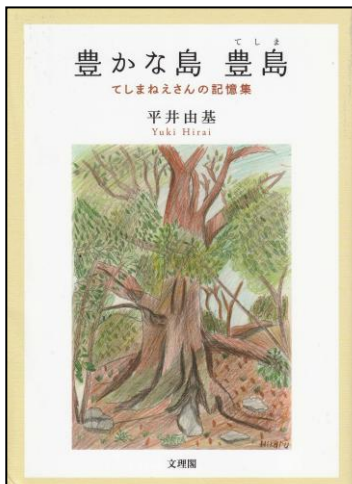
若干残部があります。
500 円でお譲りします。

辺野古埋立てに反対し活動する辺野古土砂全協をご支援ご協力をお願いします。

ご希望の方は松本までご連絡下さい。

松本：rmatchan@ms8.megaegg.ne.jp 086-243-2927

『豊かな島 豊島 - てしまねえさんの記憶集 -』平井由基 著



2024 年 8 月、文理閣、2300 円 + 税

平井由基さんは大学生の時から、豊島に何度も足を運び、住民会議の事務を手伝い、いつしか豊島で暮らすことに暮らすことになりました。

中央公害調停成立を受け不法投棄産廃の島外処理が始まって 20 年、豊島の人の声を多くの人に伝えたいと、2022 年から執筆を開始し、豊島の人たち、島外から豊島に関わる人たち、総勢 25 人の方にインタビューし、取りまとめています。「豊かな島 豊島」の過去、現在、未来を紡ぐ内容になっていると思っています。

お手にとって読んで頂きたい一冊です。

環瀬戸事務局で取り扱い中。

上関町中間貯蔵施設建設計画・その後

環瀬戸内海会議幹事・原発いらん！山口ネットワーク 三浦 翠

2023年8月に始まった山口県熊毛郡上関町への中国電力（＝中電）と関西電力による使用済み核燃料中間貯蔵施設建設計画。

県民、周辺自治体、現地住民からの強い反発のなか中電は2023年4月から自社所有地内でボーリング調査を開始。同年11月に終了。6か月くらいで分析結果を発表するとしていた。しかし、2025年4月30日の記者会見で、中電の中川賢剛社長はボーリング調査の分析は「現時点で完了の時期をお示しできる状況ではない」と大幅に遅れる可能性を示唆した。その背景にあるのが政治の動きと周辺自治体の反発だろう。

まず、今回の参議院選挙の前に『適地判断』を出して選挙の争点になることを中電は恐れているのではない。2024年の衆議院議員選挙では、上関町を含む県東部の選挙区で立憲の平岡秀夫氏が自民の岸信千代氏と互角に戦い僅差で敗れはしたが、比例で復活を果たした。保守王国山口県で12年ぶり非自民の国会議員が誕生した。中間貯蔵反対の票が自民王国の一角を崩したのだ。そして、この5月23日、元県議の戸倉多香子氏が「中間貯蔵反対」を掲げて参院選に立候補を表明した。

もう一つは周辺自治体2市4町の動きがある。柳井市の自治会連合の署名活動については前号で紹介した。4町のうちの一つである田布施町では、中間貯蔵施設の話が持ち上がるとすぐに自民党の世話役だった藤本氏が反対の署名活動をはじめ、連合婦人会も協力。人口1万2千の町で3500筆の署名を集めて町議会に請願。しかし町議会はこれを継続審議にし続けた。田布施という町はかつて岸、佐藤という首相が出た町で、今も町内には

岸派・佐藤派の対立が続いているという保守の強い山口県の中でも最も保守的と思われる町だ。現在も岸信千代、北村経夫という2人の自民党の国会議員が在籍する。町議会が中間貯蔵反対の請願を継続審議にし続けたのはこれら国会議員からの圧力があったと思われる。

2025年2月に田布施町議会は任期満了で選挙を行うことになっていた。なんとしても定数12名の半数6名の議席を確保して町として中間貯蔵反対の意思を「見える化」したいと、わが「原発いらん！山口ネットワーク」代表の小中進氏が奮闘した。なんとか5人の候補は立てたが、あと1人がどうしても足りない。彼自身田布施町議を3期、県議を1期経験しているものの77才という高齢での立候補におおきな躊躇があった。しかし、町議の半数6名の候補を立てなければ意味がないと、2024年12月31日になって立候補を決意した。

2月2日の町議選の結果は、中間貯蔵反対の6名すべてが上位当選。小中氏自身これまでの当選の中で今回が一番うれしく、感動したと語っている。継続審議にし続けた議長は最下位当選だった。

そして、2025年3月21日、田布施町議会は中間貯蔵施設建設計画反対決議を可決した。あの田布施町でこんなことが起こった！という衝撃は大きい。5月16日夕方7時のニュースのあと、NHK山口は30分番組でこの田布施町で起こったことをつぶさに伝えた。周辺自治体に特に権限はないが、波紋を広げることは間違いない。(25.5.25)

山口県の瀬戸内海環境保全基本計画は

改正瀬戸内法の趣旨を理解していない！

環瀬戸内海会議副代表 末田一秀

2015 年に行われた瀬戸内法の改正では「湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて取り組むこと」とされ、2021 年の改正で栄養塩類管理制度などが盛り込まれました。これを受けて 2022 年に国が定める基本計画が改訂されたことから各県で計画改定が進められてきました。山口県は昨年 7～8 月に瀬戸内海の環境保全に関する山口県計画のパブコメ意見募集を行ったので、環瀬戸では意見提出を行いました。（昨年 9 月発行ニュース 84 号参照）しかし、本年 2 月に公表された計画とパブコメ意見に対する見解は、瀬戸内法改正の趣旨を理解していないものと断ぜざるを得ないまったく残念なものでした。

環瀬戸の意見の内容	意見に対する県の考え方
現状と課題、講ずる施策は湾、灘ごとに書き分けるべきである。	本計画は、P1 の計画策定の趣旨で示しているように、山口県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関する中・長期にわたる総合的な計画として定めているものであり、湾・灘ごとに書き分ける計画ではないことから、原案どおりとします。
計画の目標には生物多様性の確保を掲げ、生物多様性国家戦略や山口県の瀬戸内海側における海洋保護区との関係を具体的に記載するべきである。	御意見として賜り、参考とさせていただきます。
栄養塩類管理制度の利用について具体的に示すべき	本計画は、P1 の計画策定の趣旨で示しているように、山口県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関する中・長期にわたる総合的な計画として定めているものであり、具体的に記述する計画ではないことから、原案どおりとします。
湾灘協議会の再編強化を書き込むべき	御意見として賜り、参考とさせていただきます。
自然海浜保全地区の追加指定の検討を書くべき	御意見を踏まえ、P15(ア)の本文中の記載を修正しました。 *引用者追記 修正された表記は「地区の拡張や見直しの検討を進め、自然海浜がその利用に好適な状態で保全されるよう努めます。」
海洋保護区では埋立てをはじめ「生物多様性を損失させる行為は行わない」と明記すべき	海洋保護区とは個別の法令等により管理された区域であり、その区域における規制は、関係法令等に基づき実施されるため、原案どおりとします。

「瀬戸内海の海洋保護区」と 2 つの課題

—まずは瀬戸内海のどこが海洋保護区なのか知ろう—

環瀬戸内海会議共同代表 湯浅一郎 同事務局次長 青野篤子

環瀬戸内海会議が 2022 年末から行った「瀬戸内法 50 年プロジェクト」の活動は、偶然にも生物多様性を保全する国際的取組みが進展するタイミングと重なった。2022 年 12 月、第 15 回生物多様性条約は、「2030 年までに少なくとも陸と海の 30%を保護区にする」いわゆる<30by30>を含む「昆明・モントリオール生物多様性枠組（以下、KMGBF）」に合意し、日本政府は 2023 年 3 月、これに対応した第 6 次生物多様性国家戦略(注 1)を閣議決定した。私たちは、この国際的な動きを念頭に置きながら瀬戸内海的环境を見直す作業を進め、その過程で生物多様性に関する「愛知目標」第 11 項目「海の 10%を保護区にする」に対応して、瀬戸内海の多くの海域が既に「生物多様性の保全」を目的とした海洋保護区になっていることを知った。

それを踏まえ、環瀬戸内海会議は「生物多様性」に関わる諸問題について 1 月 8 日に環境省にヒアリングを行なった（本誌第 85 号）。また、そこでも明らかでなかった「海洋保護区」の位置づけについて 2 月に環境省に質問状を送った。それによりわかってきたこともあるが、環境省の基本的なスタンスに大きな疑問が残ることがわかった。

瀬戸内海の海洋保護区は

いったいどこなのか

愛知目標の達成状況に関する最終的な報告文書がどのように公開されているのかを知る人はほとんどいないのではないかと。各国の保護地域は国際データベース（世界共通）（注2）に登録されており、それを辿ることで保護区域の所在を特定できる。そこから取り出した瀬戸内海の海洋保護区が

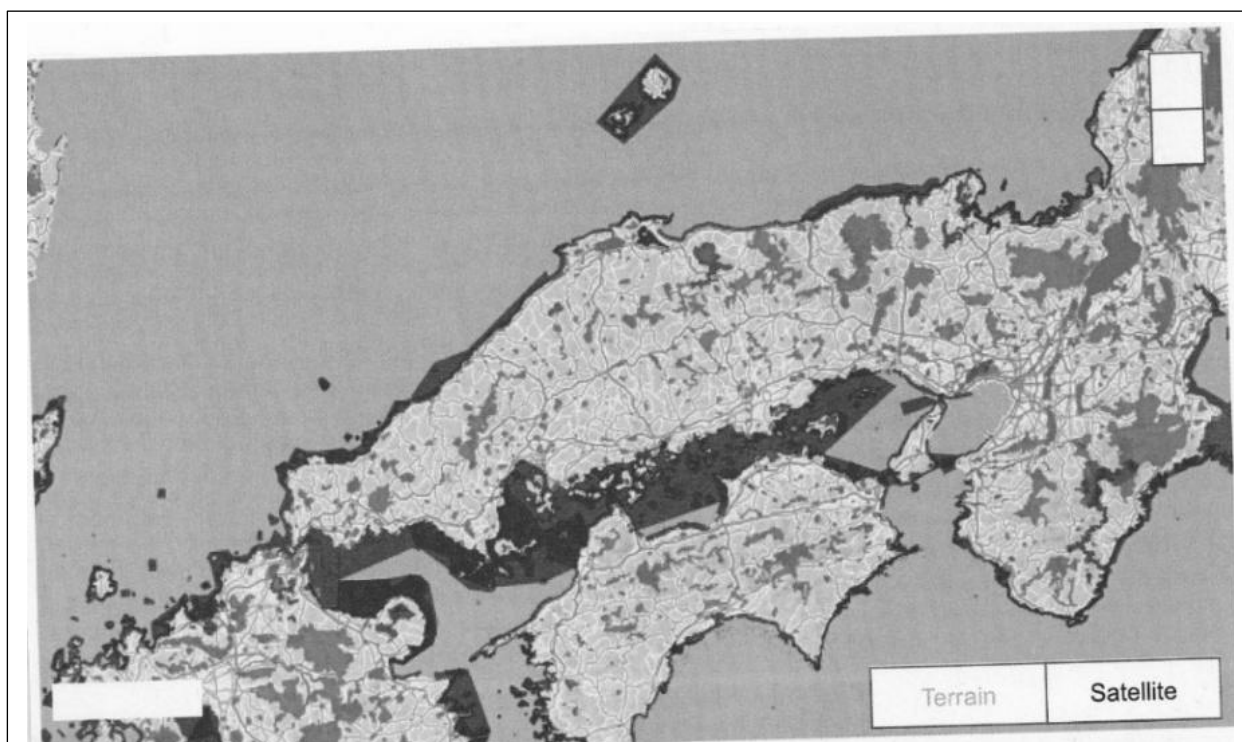


図 1 瀬戸内海の海洋保護区（濃灰色部分） 国際データベースより

図1である。こうした俯瞰図が公開されるのは初めてではないかと思われる。環境省も各自治体も示しておらず、市民にはほとんど知らされていない。

姫路沖から下関までの山陽側の海岸線沿いのほぼ全域が保護区である。四国側の徳島県・香川県・愛媛県、福岡県、大分県の海岸線に沿った海域は、ほぼすべて保護区である。一方で、大阪湾の全域から「鹿の瀬」を除いた播磨灘の中央部、周防灘・伊予灘から豊後水道の沖合海域、燧灘の南側など相当広い海域が保護区から外れている。

問題は、これらの保護区においては「生物多様性の保全」に反する行為が禁止されているのかどうかである。この間の上関使用済み燃料貯蔵施設計画や辺野古新基地埋め立てに係る環境省や防衛省交渉、及び環境省ヒアリングから、保護区であっても何らの規制がないことが明らかになっている。

取組むべき2つの課題

現在、環境省は、2030年に向けて「KMGBF」や生物多様性国家戦略で提示した<30by30>を実現させる作業を進めている。一つは、「保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）」の推進に向けて、2024年4月、交付した「地域における生物の多様性の推進のための活動の促進等に関する法律」が2025年4月に施行された（注3）。しかし、同法により保護される面積はそれほど大規模ではなく、<30by30>全体への寄与は限られている。

沖合の底曳網漁業で管理している海域を保護区に指定することで30%を超えるのではないかとの推測もある。<30by30>を意義あるものとするために、2つのことを並行して求めていくことを提起したい。

① 愛知目標に対応して既に選定されている保護区を「生物多様性の保全」という目的に沿って保持するための法的措置を備えるよう求めていくこと。

前節で述べた現状では、環境省や自治体の担当部局に任せておいたら何も前進しないことは明白で、市民の側から積極的に法的措置を求めていくことが不可欠である。

生物多様性保全の観点から見直すことが不可欠である。

② 瀬戸内海での海洋保護区を拡大すること

前節で述べたように、大阪湾、播磨灘中東部、伊予灘・周防灘・豊後水道の沖合域など未選定の海域を、海洋保護区にできないかの検討を進めること。

一つの視点として、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を活かすことを検討する。例えば大阪湾の東半部は、イシガレイ、ヒラメ、スズキなど複数種の産卵域が重なっているなどを理由として「重要度の高い海域」の一つ（海域番号 13405）である。これを活かせば、海洋保護区にすることは可能なのはである。

これらの検討を通して生物多様性保全に向けて運動を前進させていかねばならない。（25.6.5）

注1 「第6次生物多様性国家戦略」

<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives6/files/1_2023-2030text.pdf>

注2 国際データベースに登録している日本の保護地域情報

<<https://www.protectedplanet.net/country/JPN>>

注3 地域における生物の多様性の推進のための活動の促進等に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000018/20250401_0000000000000000>



「環瀬戸内海」という概念

市民の広場共同代表・原発さよなら四国ネットワーク歌姫 松尾京子

【瀬戸内海に移り住んで】

3歳までを岐阜の山の中で、6歳までを信州の北の盆地の片隅で、30歳までを東京の杉並で暮らしたので、海はほとんど見たことがありませんでした。結婚した相手が明石の人で、彼の実家に挨拶に行き初めて瀬戸内海を見ました。その後4年間関西に住み、明石市大久保町八木の浜に親しました。

次に移り住んだのは茨城県です。住んだ所は内陸部でしたが、子どもたちを野外保育の幼稚園に入れた関係で、年に3、4回は親子で九十九里の海岸に出かけました。日本で最初に作られた原発の見える浜で遊びました。離岸流でたびたび遭難者の出る所です。



茨城で17年間暮らした後、22年前に四国愛媛の松山に来ました。あらためて瀬戸内海の穏やかであること、砂の色の明るいこと、砂の粒の大きいこと、その違いにとっても驚きました。

そうか、瀬戸内海は内海（うちうみ）なのだから、こうも穏やかなはず。エッ！でも待って！！内海に向かって原発が建っているってことは・・・事故が起きたら汚染水は留まり続ける？

【市民運動と私】

このような危機感をもって、私は、伊方原発を止めるための活動に参加するようになりました。

ゲート前集会や八幡浜八日市でのバザー、松山繁華街でのスタンディングなど、私の生活の一部となっていました。運動は楽しくなくては、というのが、私のモットーです。仲間の演奏で替え歌を歌うようなこともありました。

また、阿部悦子さんの県議時代から続いている「市民の広場」にも参加し、さまざまな政治的な問題を市民目線で考え、発信していくという活動を続けてきました。

いろいろ活動してきましたが、問題の根っこはつながっています。どこでどのようにつながっているのか、そのヒントを与えてくれたのは「環瀬戸内海」という概念です。

【「環瀬戸内海」コスモロジー】

松山に暮らすようになって、さまざまな出会いがあり、歴史上瀬戸内海が果たしてきた役割について知るようになりました。関東に住んでいたら知らずに過ぎたことでしょう。

そして、新たに「環瀬戸内海」というコトバを知り、その意味を考えるようになりました。

「環瀬戸内海」というとき、それは海だけではない、陸だけではない、海と陸とが互いに作用し影響を与えあう、「コスモロジー（cosmology）＝人間を取り囲む何らかの広がり全体」になるのではないのでしょうか。

近代科学が対象を切り分け限定し、それらを分析することで得てきた知見を世界に戻してつなげるのが「環瀬戸内海」という概念だと思うのです。

松山と伊方・岩国・上関を結ぶ瀬戸内海上に巨大な核のカイト（凧）が浮かんでいます。「環瀬戸内海」というコトバを知って、地図を眺めて気づきました。

「環瀬戸内海」は私にとって50歳を過ぎて新たに手に入れた概念だったのです。（25.5.25）

海岸生物調査 2025 協力のお願い

みんなで見つめる「瀬戸内海」渚の生物ウォッチング
足元の海健康度をチェックしませんか！



環瀬戸内海会議・瀬戸内法プロジェクトでは、住民による海岸生物調査を2002年度から開始し瀬戸内海全域で実施しています。河川では水性生物の種類でその河の健康度（汚れ具合）をチェックする方法は確立されていますが、海の健康度を海岸生物でチェックすることは殆ど行われていません。この調査の継続の実施は非常に重要な資料となります。

今年も春から夏の大潮の時期に海岸生物一斉調査を予定しています。皆様のご協力で各地での調査の継続をお願いします。調査日時の決定に、もよりの潮時表を参照してください。

- ＊ 各地の調査結果は下記、生物調査担当・小林まで送って下さい。
また、調査地点を記入した地図を添付して頂けると助かります。

2025 年 呉市周辺海岸生物調査

調査日	調査地点	集合時間	集合場所
6 月 23 日（月）	広西大川	11：45	JR 呉線 安芸阿賀駅
6 月 24 日（火）	広長浜	12：00	JR 呉線 広駅
6 月 25 日（水）	戸浜	13：00	JR 呉線 広駅

※ 1 日だけの参加でも、大歓迎です。岩場や砂浜を歩くのに適した服装でおいでください。

呉市周辺調査連絡先 : 090-7126-1837 環瀬戸共同代表 湯浅一郎

故・藤岡義隆氏が、1960 年から 2000 年まで呉市周辺の 6 カ所の海岸で継続的な調査を続け残された調査記録「海岸生物種数の変遷」は、他に類を見ないデータとなっています。私たち環瀬戸内海会議は、今は亡き藤岡さんの調査の継続を重要課題として 2015 年より取り組みを進めています。60 余年にわたる変遷を見ることが出来る図は他にありません。藤岡さんの調査を引き継ぎ、データを積み上げていきたい、そして 50 年後、100 年後の瀬戸内海に暮らす人たちへ残したいと思います。

調査結果の送付先（送付先が変わりました）

Mail : kanseto-cyousa@jcom.zaq.ne.jp

郵送 : 〒591-8008 堺市北区東浅香山町 1-15-2 小林 啓（海岸生物調査担当）

環瀬戸内海会議第 36 回総会 & 環境シンポジウム

7 月 12 日（土）・13 日（日）に、広島県三原市で開催します。

「ストップ！産廃汚染 ～安定型廃止と廃棄物処理法改正を～」をテーマに、三原・竹原で活動をしておられる皆さんにも参加していただき、産廃処分場、とくに「安定型」と呼ばれる処分場の何が問題なのか、そして PFAS による汚染の拡大、運動をどう進めていけばよいのか、一緒に考えたいと思います。三原本郷処分場の視察と現地からの報告もあります。多くの方々の参加をお待ちしております。

◇ 各地から

- ・三原市本郷産廃処分場許可取消請求控訴審第 7 回弁論期日

7 月 18 日（金）14：00 から入廷行進 14：45～ 広島高裁 本郷訴訟原告団弁護団が陳述

- ・岡山御津 NS 日進産廃処分場許可取消請求訴訟第 27 回弁論期日

10 月 1 日（水）11：15～ 岡山地裁



◇ 事務局からのお願い

- ・メーリングリストへの参加募集

会員相互の情報交換や事務局からの連絡のために「環瀬戸内海会議メーリングリスト」をつくっています。随時参加の希望を募っています。メールアドレスをお持ちの方は是非ご参加下さい。

参加希望の方は、青野（akko.aono@gmail.com）までお知らせ下さい。

- ・各地からのニュースや情報をお寄せ下さい！

会員の皆さんに知ってもらいたい各地のニュースや活動、イベントの宣伝などの原稿を募集します。発行月の前月（1 月・5 月・8 月）末までに事務局にお送り下さい（紙面の都合上掲載できない場合もあります）。

2025 年度会費納入のお願い

年会費（一口） 個人 4,000 円 団体 10,000 円 （何口でも可）

環瀬戸は 36 年目に入りました。環瀬戸の活動は主に、皆様の年会費とカンパで賄われています。

2025 年 4 月～2026 年 3 月の会費を未納の方は、納入をお願いします。カンパも大歓迎です！

会費等振込先 郵便振替 口座番号 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議

※他の金融機関からのお振込みは、ゆうちょ銀行 169 店 当座0044750 カンセトナイカイカイギ まで

本会から領収証は発行致しかねますので、各自振込取扱票の控えを保管してください

瀬戸内トラストニュース第 86 号 2025 年 6 月 10 日／発行責任者 松本宣崇

環瀬戸内海会議 共同代表 湯浅 一郎（東京都） 石井 亨（香川県）

Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp

HP アドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>